

鋼船規則

K 編 材料

鋼船規則 K 編

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 規則 第 126 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2018年12月25日 規則 第126号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

K 編 材料

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用*

-2.を次のように改める。

-1. 本編の規定は，他編で特に規定する場合を除き，船体構造，艀装品，機関等の各編で規定する部材又は部品に使用する材料について適用する。

-2. 液化ガスばら積船及び低引火点燃料船にあつては，それぞれ **N 編**及び **GF 編**の関連規定にもよらなければならない。ただし，本編に規定する項目が **N 編**又は **GF 編**に規定する項目と重複する場合には，**K 編**の要件にかかわらず **N 編**又は **GF 編**の要件を適用する。

-3. 本編の規定と異なる材料は，設計，施工あるいは用途に関連して，特に承認された場合に使用できる。この場合，製造者は，当該材料の製造方法，性能等に関する資料を提出の上，本会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は，2018年12月25日から施行する。